



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

あらためて知りたい! マイナンバーカード

内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

2015年10月に施行されたマイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤として導入されました。

マイナンバーやマイナンバーカードという言葉聞いたことはあるけど、どのようなものかよく分からないという人もいらっしゃると思います。本稿では、マイナンバー制度に関する皆さまのさまざまな疑問に対してお答えします。

の提出が不要になり、負担が軽減されています。現在、約2,300の手続きで添付書類の提出が不要になっています。

マイナンバーであらゆる 個人情報が国に監視されるの!?

マイナンバー制度は、個人情報を1つの共通のデータベースで管理するしくみではありません。個人情報は、例えば、国税に関する情報は国税庁で、地方税等に関する情報は各市区町村で、年金に関する情報は日本年金機構などで、マイナンバー制度導入前と同様に各行政機関がそれぞれ分散して管理しています。他の機関が保有する個人情報が必要になった場合には、専用のネットワークシステムを使って、その情報の提供を受けますが、情報を照会できるのは法令上認められた職員だけです。また、不正な照会が行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

マイナンバーは何に使うの?

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の行政手続きで使われます。マイナンバーによって個人が特定しやすくなるので、早く正確な事務処理が可能になり、処理時間が短縮されます。また、行政機関等の中で情報のやり取りを直接行うので、各種手続きの際に住民の皆さまが行政機関から取り寄せて提出する必要のあった住民票の写しや課税証明書等の添付書類

図 マイナンバーカードの券面イメージ



このように、あらゆる個人情報を国が一元的に監視することはありませんし、できないしくみになっています。

マイナンバーカードは何に使うの？

マイナンバーカードは、行政機関等にマイナンバーを提供する手続きでマイナンバーの確認に使えるほか、顔写真、氏名、生年月日等が記載されているので、携帯電話の契約やイベント会場等での本人確認書類としても使えます。

さらに、カードのICチップを利用して、さまざまなサービスが受けられます。例えば、住民票の写しや課税証明書等の各種証明書をコンビニで取得することができます。また、スマホやパソコンから、オンラインで確定申告や子育てをはじめとする行政手続きができます。このほか、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設等の民間サービスでも使えます。2021年3月からはマイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

紙の「通知カード」では、住民票の記載事項と相違がない場合に限り、マイナンバーを確認する書類として使えますが、顔写真が記載されていないため、通知カード単体では本人確認書類としては使えません。また、ICチップが格納されていないので、前述したようなさまざまなサービスを受けることはできません。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用方法は？

医療機関・薬局の受け付けに設置されている顔認証付きカードリーダーに患者自身がマイナンバーカードを置き、カードリーダーのカメラで顔認証による本人確認をします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用

すると、患者自身の同意のもと、過去の特定健診情報や薬剤情報を医療機関等に提供することができ、多くの情報をもとにしたより適切な医療を受けることができます。これは、初めての医療機関での受診や災害時において、特に大きなメリットとなります。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の利用申し込みが必要です。後ほど紹介するマイナポータルやセブン銀行ATMで申し込みができます。医療機関・薬局のカードリーダーでも利用申し込みは可能ですが、待ち時間短縮のため、事前の申し込みをお願いしています。

ますます便利になるマイナンバーカード

今後、マイナンバーカードはますます便利になります。マイナンバーカードが運転免許証と一体化されます(2024年度末予定)。また、スマホにマイナンバーカードの機能を搭載することとしています(2022年度中予定)。これからは、スマホ1つあればさまざまな手続きがいつでもどこからでもできるようになります。

マイナンバーを知られたら大変なことになるの？

マイナンバーカードの裏面のマイナンバーを見られても、他人は悪用できないしくみになっています。マイナンバーを使う手続きでは、必ず、顔写真付きの本人確認書類などで、本人確認を行いますので、なりすましはできません。

また、マイナンバー制度では前述のとおり、各行政機関がそれぞれ分散して個人情報を管理しています。マイナンバーを知られたとしても、まとめて情報が漏れることはありません。

ICチップの中には 大事な情報が入っているのでは!?

ICチップに入っているのは本人の基本的な情報(氏名、生年月日、性別、住所等)と電子証明書であって、税や年金等のプライバシー性の高い情報は入っていません。

ICチップ内の電子証明書は、必要な情報にアクセスするための「鍵」として使っています。アクセスする情報とは、例えば、コンビニで住民票の写しを取る時は、住民票に関する情報ですし、健康保険証として使う時は、被保険者資格の情報です。あくまでもICチップを「鍵」として使うだけなので、アクセスした情報がICチップに保存されることはありません。

マイナンバーカードを落としたら 悪用されるのでは!?

万が一、マイナンバーカードを落としたり、無くしたりした場合は、24時間365日受け付けているフリーダイヤル(0120-95-0178)に電話することで、キャッシュカード等と同じようにマイナンバーカードの一時利用停止ができます。

ICチップを利用する時には、暗証番号の入力や顔認証が必要となるので、他人は勝手に使えません。また、不正にICチップの情報を読み出そうとするとICチップが壊れるしくみになっています。

マイナポータルで 何ができるの?

マイナポータルでは、さまざまなサービスが提供されています。例えば、「ぴったりサービス」の機能では、子育てをはじめとする行政サービスのオンライン申請ができます。また、「あなたの情報」の機能では、行政機関等が保有する

自身の情報、例えば、世帯情報、所得等の個人住民税の情報等を検索・閲覧できます。

さらに、マイナポータルの機能を活用し、ほかのオンラインサービスと連携したサービスも提供しています。例えば、マイナポータルを活用すると年末調整・確定申告手続きが簡単になります。年末調整や確定申告で必要となる「生命保険料控除証明書」等を、マイナポータルを通じて、まとめてデータで取得し、各種申告書へ自動入力することができます。

自動入力の対象となる書類は、順次拡大される予定です。

マイナポータルは これからどうなるの?

マイナポータルはさらに便利になります。

より簡単に入力でき分かりやすい画面になるよう、国民の皆さまのご意見を取り入れながら、デザイン・機能等を一新する予定です。

閲覧できる情報も拡大します。自身の特定健診情報が2021年3月から(順次登録され次第)、自身の薬剤情報・医療費通知情報が2021年10月(予定)から、スマホやパソコンでマイナポータルを利用して確認できるようになります。また、自身の医療費通知情報については、2022年2月(予定)からe-Taxと連携させることで医療費控除の申告も簡単にできるようになります。

おわりに

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤として、より便利な制度へ抜本的に見直していくこととしています。今後、マイナンバーカードやマイナポータルで利用できるサービスを拡大していきます。マイナンバーカードとマイナポータルを、ぜひご利用ください。

用語集

◆マイナンバー

日本に住民票がある人(在留する外国人も含む)全員が持っている12桁の番号。その人だけの番号なので、亡くなった人を含め同じ番号の人はいない。法令上では「個人番号」といい、「マイナンバー」は通称。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3つの分野で、法令で決められた範囲でしか使うことができない。

◆マイナンバーカード

マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のICカードのこと。市区町村への申請により交付される。正式名称は「個人番号カード」。公的な本人確認書類として使用できたり、ICチップに記録されている電子証明書を使ってさまざまなサービスが受けられたりする。

◆マイナポータル

行政機関等が保有する自分の特定個人情報(あなたの情報)やその情報の行政機関間でのやり取りの記録(やりとり履歴)等の閲覧、地方公共団体へのオンライン申請等ができる、政府が運営するウェブサイト。一部のサービスを除き、マイナンバーカードでログインし、利用者登録をすることで利用できる。

◆ぴったりサービス

マイナポータルで利用できるサービスの1つ。地方公共団体が提供している行政サービスの検索やオンライン申請ができる

サービスの総称。LINEおよびmy daizのアプリと連携しており、マイナポータルのLINE公式アカウントとの「友だち」登録や、my daiz上でマイナポータルを「メンバー」登録すると、子育てをはじめとする行政サービスがアプリ上で簡単に検索でき、マイナポータルの「ぴったりサービス」の電子申請ページに移動することができる。

◆電子証明書

マイナンバーカードのICチップに格納されている情報の1つ。オンライン上で電子的に本人を確認することができ、民間事業者でも利用することができる。マイナンバーは用いられていない。

ICチップには、利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類の電子証明書が格納されている。

利用者証明用電子証明書とは、インターネット等でログイン等をする際に用いるもので、利用者本人であることを証明することができる。行政のサイト(マイナポータル等)や民間のサイト(オンラインバンキング等)、マイナポイントの申し込み、コンビニ交付サービス等で利用されている。

署名用電子証明書とは、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に用いるもので、文書が改ざんされていないかなどを証明することができる。例えば、電子申請(マイナポータルの「ぴったりサービス」、e-Tax等)や民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の際に利用されている。